

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 通知の要旨

令和6年5月7日農林水産省告示第901号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
日花広晶	浜松市天竜区佐久間町相月4の1の1、140の1の2 浜松市天竜区佐久間町相月43の1（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
鈴木雅敏	浜松市天竜区水窪町地頭方681の4（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
鈴木隆介	浜松市天竜区水窪町地頭方681の4（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
守屋兼男	浜松市天竜区水窪町山住238の1、336の1	浜松市役所
瀧口好万	浜松市天竜区水窪町山住272の2（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
高木丈平	浜松市天竜区水窪町山住288の2（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
伊藤なみ	浜松市天竜区水窪町山住289（以上の1筆については一部保安林）	浜松市役所
高木輝男	浜松市天竜区水窪町山住291の1、291の2	浜松市役所
高木かね	浜松市天竜区水窪町山住292	浜松市役所
山口忠一	浜松市天竜区水窪町山住297の2	浜松市役所